



令和元年東日本台風 関連情報
住宅の応急修理
申込期間が延長されます



ターゲット 13.1

令和2年6月22日

郡山市建設交通部

住宅政策課

担当：中釜 隆行

TEL：924-2631

SDGs ターゲット 13.1 「気候関連災害や自然災害に対する強靱化及び適応の能力を強化する」

令和元年東日本台風に係る住宅の応急修理について、福島県の通知により、応急修理の申込期間が、「令和2年6月30日(火)まで」から「令和2年7月31日(金)まで」に延長されます。

【住宅の応急修理】

申込期間 <変更前> 令和2年6月30日(火)まで
↓
<変更後> 令和2年7月31日(金)まで

詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。



市ウェブサイト
に
アクセス
できます。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/taihu19/21142.html>